

令和4年度長崎市地域おこし協力隊募集要項

長崎市は、平成17年及び18年に近隣7町（香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町、三和町及び琴海町）との市町合併により市域が広がるとともに、豊かな自然や文化等の新たな地域資源が長崎市の魅力として加わりました。

今回、地域の特徴を活かして長崎市内の伊王島地区、野母崎地区の活性化を図るために、地域の方々や行政と一緒に地域おこし活動業務に従事し、ひいては長崎市内で起業又は就業し、定住していただける意欲あふれる方を募集いたします。

1 今回募集人員

地域おこし協力隊員 2名（長崎市の伊王島、野母崎地区各1名）

※地区の概要については、8～9ページをご参照ください。

2 応募条件

(1) 共通応募条件

以下のすべての項目に該当する方

ア 長崎市の過疎地域等の活性化に意欲があり、心身ともに健康で、地域住民とともに積極的に活動ができる方

イ 応募時点で3大都市圏をはじめとする都市地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に指定されていない地域）に在住している方、又は長崎市以外で地域おこし協力隊員として2年以上活動し、かつ解嘱（業務委託終了）後1年以内の方

ウ 長崎市が行う選考において合格した場合、業務開始までに各活動地区に住民登録を移し居住できる方（各地区へ住民登録を移した後に住民票を提出していただきます。）ただし、活動地区内に住居を確保できない場合、令和5年3月31日までに各活動地区へ住民登録を行い居住することを条件に、市内の他の過疎対策指定地域（三和地区、香焼地区等）への一時的な居住も可とします。

エ 普通自動車免許を有している方

オ パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）による情報発信ができる方

カ 地域おこし協力隊としての業務委託契約（最長令和8年1月31日まで ※契約更新の場合）終了後に長崎市内で起業又は就業し、定住する意思のある方

キ 次のいずれにも該当しない方

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる

（イ）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

- 的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる
- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる
- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

3 業務概要

以下の「(1) 共通業務」に掲げる行事等に可能な限り参加し、地域の方々との交流を深めていただきます。

また、「(2) 地区別業務」に掲げる活動地区の中で抱える課題等を、地域おこし協力隊員として、皆さんの持つ能力を活かしながら解決し、地域の活性化につながる活動を行っていただきます。

なお、地区の業務や課題の詳細については、各地区を担当する地域センターまでお問い合わせください。(5 ページに掲載)

(1) 共通業務

- ア イベント（新規、継続）等まちおこしに係る事業の企画、実施
- イ 自治会、老人会等が行う地域行事等のコミュニティ活動への支援
- ウ 地域活性化を行っている地元組織の活動の支援
- エ 活動地区内での活動の状況やイベント、観光施設などに係る情報発信
- オ 隊員、市及び関係者等の会議・報告会・研修等への参加
- カ 市が行う地域おこし協力隊の広報活動（地元ケーブルテレビ等への出演等）
- キ その他、地域の活性化につながる活動（移住者の増加につながる取り組み等）

(2) 地区別業務

●伊王島地区

これまでの組織や地域の枠にとらわれず、外部からの視点を生かして、伊王島地区コミュニティ連絡協議会と緊密に連携しながら、「伊王島の未来づくり」に取り組んでいただける方を募集しております。

- ア 地域コミュニティ連絡協議会設立及び運営に係る事務局支援
- イ 有害鳥獣対策協議会及び有害鳥獣捕獲隊事務局運営
- ウ 伊王島灯台、馬込教会ほか史跡名勝を軸とした特色ある地域づくり及び SNS 情報発信
- エ ホームページ（伊王島の歩き方）の更新
- オ 観光パンフレットの作成
- カ 伊王島フェスタ（イルミネーション装飾及びステージイベント、島内ウォーキング）他各種イベントの企画運営
- キ 地域の文化・資源を生かした地域資源産業の開発（特産品開発・体験型観光コンテンツなど）
- ク 地域の歴史や伝統の継承支援・地域住民との協働（ペーロンなど）

ケ 生活の中で地域が抱える課題解決についての地域との協働（空き家、景観保全など）

※（参考）これまでの地域おこし協力隊の活動内容

- ・インターネットを活用した地域の観光情報の発信
- ・QRコードを利用した新しい情報提供
- ・伊王島地区の緑化
- ・地域との交流を目的とした折り紙教室
- ・地域活性化イベントの企画・調整・実施・支援

●野母崎地区

ア 有害鳥獣捕獲に係る取組みに関すること

イ 情報発信による野母崎地区のPR（観光、物産、食、イベント、祭、自然など）、マスコミの対応、インターネットの活用

ウ 地域活性化イベントの支援

伊勢エビまつり、水仙まつり、野母崎地区活性化イベントなど

エ 地域コミュニティの活性化に関する支援

地域コミュニティ連絡協議会運営に係る支援

オ 体験型観光（ツーリズム）の推進

ツーリズム団体の運営サポート

※（参考）これまでの地域おこし協力隊の活動内容

- ・野母崎地域情報の発信
- ・各種地域イベントへの参加・支援
- ・「2015 砂浜Tシャツアート展」の開催（企画、運営）
- ・「大スキのもぎき展」の開催（2016年1月ナガサキピースミュージアム）
- ・「樺島灯台ウォーキング」の開催（企画・運営）

4 業務形態、契約期間

(1) 個人への業務委託（※市との雇用関係はありません）

(2) 契約期間

令和4年12月に契約を締結、令和5年1月31日までを業務の準備期間とし、業務は令和5年2月1日から令和5年3月31日までとなります。

令和5年度以降は、年度ごとに、長崎市地域おこし協力隊員事業業務委託契約の受託者である長崎市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）が作成する報告書等を基にしながら、業務活動内容・成果の評価を行い、一定の基準に達している場合、契約を締結したうえで、契約期間は最長で令和8年1月31日までとします。併せて、必要な協議を行いながら、事業の改善を図っていくこととします。

評価項目については「3 業務概要」に記載している項目を主としますが、詳細については、各隊員の活動予定内容を踏まえて決定することとします。

なお、本来の受託業務に支障がない範囲において、営利企業への従事等や定住及び起業にむけた準備活動を行うことができます。

5 委託料

(1) 本業務の実施に係る委託料

本業務の実施に係る委託料（活動にかかる経費）は、予算の範囲内（月額 275,000 円※採用が月の途中となった場合は日割り計算）において支払います。

そのほか、市が別途指定する市外での研修等への参加に係る経費分については、別途支払います。

(2) 本業務の準備に係る委託料

本業務の準備に係る委託料として、市内への転居に係る費用（旅費及び引越代）を、予算の範囲内（旅費の上限額：5 万円、引越代の上限額：15 万円）で、転居後に支払います。ただし、住居等の敷金、礼金は除きます。

6 福利厚生等

(1) 業務委託契約のため、健康保険及び年金保険料等は隊員の自己負担となります。

(2) 隊員は自らの活動に伴うリスク・責任に応じて、損害保険、また、車両を使用する場合は、任意の自動車損害賠償保険に隊員個人で加入し、加入後は証書の写しを速やかに市に提出してください。

(3) 住居や車庫の確保についての情報提供などの支援は行いますが、個人で確保してください。

(4) 契約終了後も引き続き本市内に定住する意思がある者には、定住支援のための補助金を支給する制度があります。（50 万円以内／年度）

(5) 1 年以上隊員として活動した後、本市内に定住する意思があり、本市内で起業又は事業承継しようとする場合には、補助金を支給する制度があります。（ただし契約終了後 1 年以内、100 万円以内 1 回のみ）

7 応募手続

(1) 応募受付期間

令和 4 年 11 月 15 日（火）まで郵送で受け付けます（11 月 15 日必着）。提出先は 5 ページ記載の南総合事務所地域福祉課になります。なお、提出された書類は返却いたしません。

(2) 提出書類

ア 応募用紙（長崎市が指定する様式）

イ 住民票（本人のみ）

ウ 運転免許証の写し（表面、裏面ともに必要。）

(3) 現地視察

応募受付期間中に現地視察を希望される場合は、各地区の地域センターで対応しますので、事前に担当までご連絡ください。ただし、参加に係る旅費（交通費、宿泊費等）については全額自己負担となります。

連絡先（※各地区の業務・課題・概要の問合せも含む）

●伊王島地区：伊王島地域センター（担当：石飛）

T E L : 095-898-2211

E-mail : ioujima@city.nagasaki.lg.jp

※現地の詳しい情報については、「伊王島の歩き方」で検索し参照

●野母崎地区：野母崎地域センター（担当：内野）

T E L : 095-893-1111

E-mail : nomozaki@city.nagasaki.lg.jp

8 選考方法

(1) 第一次選考

書類選考を行い、11月中旬を目途に結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第二次選考

第一次選考の合格者を対象に、12月中旬に長崎市内で現地視察、地元住民との意見交換会、面接を行います。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、オンラインでの意見交換会・面接になることがあります。

第二次選考に係る詳細につきましては、第一次選考結果の通知の際にお知らせします。

第二次選考に係る宿泊費・交通費（鉄道賃又は航空賃）については、予算の範囲内において支払います。ただし、金額については、長崎市の基準に基づいて支出しますので、事前に南総合事務所地域福祉課にご相談ください。

また、第二次選考の面接の前に現地視察、地元住民との意見交換などを予定していますので、スケジュールによっては前日からお越しいただくこととなります。（詳細は第一次選考合格時にお知らせします。）

9 制度についての問合せ・応募書類提出先

〒851-0403

長崎市布巻町 111-1

長崎市 南総合事務所地域福祉課（担当：松尾・西原）

T E L : 095-898-7870（直通）

E-mail : minami_chifuku@city.nagasaki.lg.jp

長崎市地域おこし協力隊（●●地区）応募用紙

年 月 日

長崎市長 様

応募者 氏 名

長崎市地域おこし協力隊の募集要項を承諾の上、次のとおり応募します。

ふりがな							写 真		
氏 名									
生 年 月 日	昭和・平成	年	月	日	年齢	歳		性別	男・女
電 話 番 号				携 帯 番 号					
E - m a i l									
現 住 所	〒								
特 技 等									
ボランティア等 自主活動の経験									
取得している 資格・免許									
活動に活かせる 専門的な知識・技術									
健 康 状 態									
年 月	学 歴 ・ 職 歴								

氏名：

活動地区

●●地区

① 応募された動機、併せて、その活動地区を希望する理由についてご記入ください。

② 募集要項「3 業務概要」に掲げる活動地区の課題を解決するために、どのような活動を行おうと考えていますか。各活動地区の課題を踏まえながら、具体的内容をご記入ください。

③ 業務委託契約の期間終了(令和8年1月31日まで ※契約更新の場合)後の考え方(定住も含めて)について教えて下さい。

④ 募集要項に係る応募条件を確認の上、次の項目に該当するかチェック(☑)をしてください。

- 長崎市の過疎地域等の活性化に意欲があり、心身ともに健康で、地域住民とともに積極的に活動できますか？
- 長崎市が行う選考において合格した場合、速やかに活動地区に住民票を移せますか？
- 普通自動車免許を有していますか？
- パソコン(ワード、エクセルなど)の一般的な操作、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による情報発信ができますか？
- 地域おこし協力隊としての業務委託終了後に長崎市内で起業又は就職し、定住する意思はありますか？
- 募集要項2-(1)ーキに記載の条件は満たしていますか？

※募集を何で知りましたか

- 長崎市ホームページ JOIN ホームページ その他 ()

募集地区の概要



○伊王島地区

- ・人口 659 人(令和 4 年 6 月末日現在) 高齢化率 55.2%(令和 4 年 6 月末日現在)
- ・主な産業: 観光業
- ・主な観光施設等: 伊王島灯台、沖之島天主堂、i+Land nagasaki(アイランドナガサキ)(リゾートホテル)
- ・地区の概要:

伊王島地区は、長崎市の南西約 10 キロメートル(市中心部の港から船で 19 分)、長崎港の沖合に南北に連なる丘陵状の 2 つの島、伊王島と沖之島からなっています。平成 23 年 3 月、伊王島大橋の開通により香焼地区と結ばれ本土となり、海路、陸路(市中心部から車で約 35 分)両方の来島が可能となりました。

昭和 16 年の炭鉱開抗で人口が急増、最盛期の昭和 37 年には人口 7,300 人となりました。島の繁栄を導いた炭鉱が昭和 47 年に閉山し人口が急減しましたが、平成元年からは風光明媚で豊かな自然と人情豊かな優しい風土を活かして、リゾート施設を拡充し、現在は天然温泉も完備したリゾート施設「i+Land nagasaki(アイランドナガサキ)」を中心にリゾートの島として親しまれています。

また、キリシタンの歴史を物語る沖之島天主堂(国登録有形文化財指定)をはじめ、伊王島灯台(明治 4 年本点灯)など貴重な文化財も点在しています。

このように自然や歴史においても魅力溢れる伊王島地区ですが、都市部への人口流出と少子高齢化により、景観の保存や文化の伝承が脅かされており、ひいては地域の存続そのものが危うくなっている状況です。

このような問題を受け、伊王島地区では、コミュニティ連絡協議会の準備委員会を立ち上げ、将来像として「住みたい 行きたい つながりたい みんなが大好き伊王島」を掲げ、地域の課題を自分たちの力で解決するため、今年度中の設立を目指し、規約やまちづくり計画の策定をおこない、令和 5 年度から活動開始を予定しています。



○野母崎地区

- ・人口 4,624 人(令和 4 年 6 月末日現在) 高齢化率 54.6%(令和 4 年 6 月末日現在)
- ・主な産業: 水産業、農業、観光業。水産業が基幹。
- ・主な産物: のもんアジ(ブランド業)、びわ、水産加工品(かまぼこ、からすみ 等)
- ・主な観光施設等: 水仙の里、権現山展望公園、軍艦島資料館、樺島灯台公園、高浜海水浴場、脇岬海水浴場、夫婦岩、恐竜博物館
- ・地区の概要:

野母崎地区は九州本土最西南端長崎半島(野母半島)の先端部に位置し、五島灘、遠くは東シナ海、橘湾、天草灘など、三方を海に囲まれています。総面積 20.91 平方キロメートル、海岸線の総延長は 39km にも及び風や波が永い年月をかけて作り出した奇岩怪石、また、緑と白とコバルトブルーのコントラストの美しい砂浜など至るところに自然の織りなす美しい景観が見られます。また、良好な漁場、海水浴場など観光レクリエーションの場としても多くの方々に親しまれています。

